

平成28年第1回佐渡市議会臨時会会議録（第1号）

平成28年1月28日（木曜日）

議事日程（第1号）

平成28年1月28日（木）午前10時00分開会・開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第1号から議案第4号まで
- 第 4 （総務文教常任委員会付託案件）
議案第4号
（市民厚生常任委員会付託案件）
議案第1号から議案第3号まで

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（21名）

1番	山田伸之君	2番	荒井眞理君
3番	駒形信雄君	4番	渡辺慎一君
5番	坂下善英君	6番	大森幸平君
7番	笠井正信君	8番	中川直美君
9番	大澤祐治郎君	10番	金田淳一君
11番	浜田正敏君	12番	中川隆一君
13番	岩崎隆寿君	15番	村川四郎君
16番	佐藤孝君	17番	金光英晴君
18番	猪股文彦君	19番	金子克己君
21番	竹内道廣君	23番	近藤和義君
24番	根岸勇雄君		

欠席議員（1名）

14番 中村良夫君

地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	甲斐元也君	副市長	金子優君
総合政策監	池町円君	総務課長	渡辺竜五君

総合政策課長	小林泰英君	財務課長	池野良夫君
市民生活課長	村川一博君	税務課長	川上達也君
高齢福祉課長	後藤友二君	農林水産課長	坂田和三君
農林水産整備課長	安達正博君		

事務局職員出席者

事務局長	源田俊夫君	事務局次長	中川雅史君
議事調査係	齋藤壮一君	議事調査係	太田一人君

午前10時00分 開会・開議

- 議長（根岸勇雄君） おはようございます。ただいまの出席議員数は21名であります。定足数に達しておりますので、平成28年第1回佐渡市議会臨時会を開会いたします。
- これより本日の会議を開きます。
-

日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（根岸勇雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
- 今臨時会の会議録署名議員は、16番、佐藤孝君及び18番、猪股文彦君を指名いたします。
-

日程第2 会期の決定

- 議長（根岸勇雄君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。
- 今臨時会の会期及び会期日程について、議会運営委員長の報告を求めます。
- 議会運営委員長、岩崎隆寿君。

〔議会運営委員長 岩崎隆寿君登壇〕

- 議会運営委員長（岩崎隆寿君） おはようございます。昨日、議会運営委員会を開催し、今臨時会の会期及び会期日程について協議いたしましたので、ご報告いたします。

会期につきましては、本日1日といたします。

会期日程につきましては、お手元に配付した会期日程表をごらんください。この後、議案の上程、質疑、常任委員会付託を行い、常任委員会の審査に入ります。常任委員会の審査が終了次第、当該報告書を配付し、委員長質疑等の受け付けの後、議会運営委員会を開催し、本会議を再開いたします。本会議の再開時間は、各常任委員会審査の進捗状況を見て決定し、事務局より周知させます。本会議再開後は、委員長の報告、採決等を行います。

以上であります。

- 議長（根岸勇雄君） ただいまの報告に対する質疑を許します。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議会運営委員長の報告に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、今臨時会の会期は本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（根岸勇雄君） 異議なしと認めます。

よって、今臨時会の会期は本日1日に決定いたしました。

日程第3 議案第1号から議案第4号まで

- 議長（根岸勇雄君） 日程第3、議案第1号から議案第4号までについてを一括議題といたします。
- 市長から提案理由の説明を求めます。

市長、甲斐元也君。

〔市長 甲斐元也君登壇〕

○市長（甲斐元也君） おはようございます。それでは、私のほうから議案の説明を申し上げます。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（佐渡市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について）、議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について）、議案第3号 専決処分の承認を求めることについて（佐渡市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について）、以上3議案は平成28年度与党税制改正大綱の決定に伴い、総務省から地方税分野における個人番号手続の一部見直しについて通知があったことを受けまして、地方自治法第179条第1項の規定に基づく専決処分により一部改正条例の一部を改正しましたので、同条第3項の規定により議会に報告をし、その承認を求めらるるものでございます。改正内容は、申請者の負担を軽減するため、減免申請の記載事項から個人番号を削除するものであります。

議案第4号 平成27年度佐渡市一般会計補正予算（第8号）について。このたび平成24年度離島流通効率化事業、これは水産物加工施設整備事業でございます。におきまして補助金の不正受給が判明をいたしました。この事業は、国の離島流通効率化事業補助金を財源とする補助事業であり、生産、加工、流通、販売の連携により流通コストの低減を図りながら、高品質で付加価値の高い加工品を生産、増加させることで離島の活性化、水産業の振興を図ることを目的としているものであります。平成25年2月、事業主体である民間会社がこの補助事業の交付決定を受けまして、急速凍結設備や冷凍保管庫を始めとした水産加工施設の整備を行ったところであります。しかし、その後平成26年2月になりまして、この施設整備における補助金の水増しによる不正受給の疑いが生じたことから、佐渡市は警察と連携をし、その事実確認を進めてまいったところであります。平成28年1月8日、佐渡市は補助金の不正受給に関与した事業主体の会社役員らを補助金等不正受給罪などに該当するとして新潟中央警察署に告発状を提出をし、平成28年1月13日に関係者が逮捕されたところであります。この事件を受けまして、市は直ちに国に報告したところであり、この後国から交付されました国庫補助金のうち、不正受給により交付された額と本来交付されるべき額との差額分について、早急に一部返還の手続きを進めていかななくてはなりません。また、不正に関与した関係者に対しては、不正に受給された補助金の返還を求めるため、損害賠償請求を行ってまいりたいと考えております。以上を踏まえ、一般会計補正予算の提案理由を説明をさせていただきます。

本予算案は、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ2,693万8,000円を追加をし、予算総額を464億5,156万2,000円とするものであります。補正内容は、歳入では、平成24年度離島流通効率化事業における補助金不正受給にかかわる損害賠償金3,049万5,000円を予算計上するほか、財政調整基金繰入金金の減額計上、歳出では、国庫補助金返還金2,541万3,000円を予算計上するほか、法律顧問委託料の増額を計上するものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（根岸勇雄君） これより議案の順序に従い、質疑に入ります。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（佐渡市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について）の質疑に入ります。

中川直美君。

○8番（中川直美君） お尋ねをいたします。

いわゆるマイナンバー制度に係る条例の改正です。新旧対照表の中にもあるように、第51条についてはマイナンバーを必須としないということです。先ほどの提案理由の説明でいえば、申請者の負担軽減のためだということなのですが、マイナンバーについては佐渡市は、高齢者も多いし、若い我々も含めてマイナンバーどう扱ったらいいのかというので非常に苦慮しているというのが実態です。しかも、専決処分ですから、1月1日からこのことで運用されるということなので、そこでお聞きをしたいと思います。市民税ですが、例えば第51条は市民税の減免に関するもの、第139条は特別土地保有税の関係なのですが、何でここだけマイナンバーが要らないということになるのですか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

川上税務課長。

○税務課長（川上達也君） ご説明いたします。

12月定例会でいわゆるマイナンバー法の平成28年1月1日施行に伴いまして、地方税分野の手續におきます地方税関係書類の個人番号等の記載に関しまして、総務省の定めます税条例（例）の一部改正が行われました。その内容につきましては、条例（例）に規定する申請書等に対しまして、個人番号等の規定を番号法に基づいた形で加えるという形で税条例の一部改正を行っていただきました。今回平成28年度の与党税制改正大綱の方針に基づきまして、また総務省のほうで税条例（例）の一部改正の一部改正が行われて、それに基づきまして専決処分したものなのですが、その中で大綱のほうに示されている趣旨なのですが、番号法に基づきまして個人番号の記載を要する地方税関係書類につきまして、申請者の本人確認手續等の負担を軽減するため、申告などの主たる手續があり、その後に関連して提出されると考えられる一定の書類につきましては、個人番号の記載を要しないこととするということがうたわれました。それに基づきまして、総務省のほうでは個人住民税の所得申告などの課税上主たる手續として申告制度があり、そのときに個人番号を記載する機会がある場合は、その後に行われる例えば減免手續においては個人番号の記載を不要とするということで、個人住民税あるいは特別土地保有税については申告制度がございますので、その部分につきましては減免の申請書の際個人番号を改めて求めないという理由でございます。

以上です。

○議長（根岸勇雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 申請者の負担軽減ということでいうならば、今税務課長言ったのだけれども、軽減の前に求めているから、いいみたいな話なのだけれども、例えば住民税の減免なんていうのはもともと多くないでしょう。もっと多いのは、申告するときに番号を書けとか、何かするときに書け、そこを軽減すべきなのではないですか。一番利用するところは負担軽減はそのままに、負担はふやしておいて、ほとんど申請がないものにこういうものを適用したって全く意味がないと思う。これは国がやっているの、変えろというので、中身わからぬが、変えたということが実は本当なのではないかと思うのだけれども、そう思いませんか。逆に言えば、市民税の減免の申請する人なんてそう多くないわけでしょう。土地保有税もそうだけれども。違いますか。

○議長（根岸勇雄君） 川上税務課長。

○税務課長（川上達也君） ご説明いたします。

番号法に基づきましてそもそも番号法につきましては社会保障と税と、それから災害対策に限定した中で個人番号を国民に振りまして、その中で税に関して言えば名寄せして適正な課税ができると、あるいはその税の情報をもとに社会保障とかそういった面で利用するという趣旨でございます。その点で番号を我々は取得することになりますので、もともとの申告制度の時点で取得するという機会を設けられておりますので、その点で、その根本については個人番号等を記載していただくというのが建前になっております。

市民税の減免の状況でございますけれども、これにつきましては、個人住民税につきましては生活保護を受けていられる、あるいは生活保護に準じた形で減免をお願いするというものでございますので、件数はそう多くはございません。

以上です。

○議長（根岸勇雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 後段の2つにもかかわってくるのだけれども、今税務課長言ったのだけれども、個人番号を取得するというけれども、マイナンバー法の中の第14条第2項のところでも市町村は住民が番号を申告しなくても運用できるシステムになっているのではないですか。ちなみに、加えて言えば、これ国税庁のホームページで国税庁の申告のときにマイナンバー書く必要があるのかということについても明確に、ここにマーカー引いてありますが、義務だが、罰則規定がないので、書かなくていいとは書いていないが、というもののなのです。あなた方取得するのではなくて、税務課もあとのそこの2人の課長のところもそうだけれども、住民から提供があろうがなかろうがマイナンバー法の中であなた方は、自治体は運用できることになっていて、実際としてはそれで運用していくのではないですか。違いますか。

○議長（根岸勇雄君） 川上税務課長。

○税務課長（川上達也君） ご説明いたします。

今議員が言われましたように、基本的に個人番号を取得して番号法によります社会保障、税等の利用に付すわけでございます。基本的には先ほど申しましたように番号を取得することになっております。ただ、地方自治体につきましては個人番号を住民基本台帳法の中で取り扱うということになっております。番号につきましては、あくまで本人に書いていただくということでございますけれども、罰則規定は今議員言われたようにございません。ですので、そこで番号を記載を強制するというものではございませんので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（根岸勇雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第1号についての質疑を終結いたします。

議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について）の質疑に入ります。

中川直美君。

○8番（中川直美君） 同じ関連で特にこれ国民健康保険税とマイナンバーとの関係です。佐渡市のホーム

ページでもいち早くマイナンバーのことは記載されています。さっきも言ったように、マイナンバーどう扱っていいかわからないというのが住民の率直な気持ちなのです。国民健康保険だ、介護保険だということになると、税以上にいろんな届け出出すことが多いのです。例えば1月25日発行のお知らせ版、トップに1月からマイナンバー始まりますということで生活保護、障害者、児童手当、介護認定、国民健康保険、後期高齢出ています。国民健康保険の関連で言えば、ホームページ見ればわかるのだけれども、マイナンバーを書いてくれとざあっとある。ありとあらゆるものがある。わかりやすく言えば、高齢者は何が何だかわからない、変な言い方だけれども、わからない人、我々もわからないけれども、わからない人にとってはどうしていいかわからないのです。こういったことこそ負担軽減すべきだ。

国民健康保険のことで加えて言うておけば、マイナンバー書けばいいのではないのです。マイナンバーと本人確認書が要りますよという。わけがわからない。マイナンバーを記入するだけでなく、本人確認書の書類も必要です。これ煩雑にしているだけではないですか。国民健康保険なんかのように例えば出産、育児、赤ちゃん生まれたと、お金もらうなんていうときにマイナンバー書かなければならない。ところが、これはきのう、おとといニュースありましたけれども、1月に入ってからだけでも国のサーバーの停止は18、19、21、22、25日、5回も停止をしている。きのうの新聞では横浜の職員がマイナンバーを落としてしまってというのもあるわけで、こういったことこそ軽減していかなければならないのではないのですか。どうですか。

○議長（根岸勇雄君） 村川市民生活課長。

○市民生活課長（村川一博君） ご説明いたします。

今ほど税務課長も説明しましたが、国民健康保険制度におきましても申請書等に個人番号を記載することが各制度における法的な義務であることに鑑み、各種申請を行う際には原則として個人番号の記載を求めるとなっております。その際申請者が自身の個人番号がわからず、申請書等への個人番号の記載が難しい場合等につきましては、市町村の住民基本台帳ネットワークを用いて当該申請者の個人番号を職員が記載しても差し支えないというような配慮をしようというような通知が入っているところでございます。

○議長（根岸勇雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 今市民生活課長が言ったけれども、申請者本人が番号わからなくても住民基本台帳のほうを使って行政は番号を打つことができるから、そういう対応をすると今言ったのだと思うのだけれども、そういうことでいいのかというのが確認の意味で1つ。

もう一つは、個人情報保護の関係で閾値の問題、あなた方もホームページ上に公開をしているけれども、全部見た。一番気になったのは国民健康保険が気になった。つまり個人情報の関係でこれだけ問題があるとなれば言われているわけだから、特定個人情報保護評価書、これはどういう管理をしていくかということを示したものだ。これ何と書いてあるか見ていったら、国民健康保険の場合はいろんなことに使っていくのだけれども、事業の概要、最後読みます。国民健康保険税の賦課徴収に関する事項などとなっているのです、あなたのところだけ。あとは事業全部並べている。などということは、どこまでなどを含めるのだということになりはしませんか。個人情報の保護の観点からいってもうちの担当の課としてはこの事業、この事業、この事業以外には使いませんと言うべきだし、それをなどということはえらく含むという

ことになりはしませんか。その辺はどうですか。

○議長（根岸勇雄君） 村川市民生活課長。

○市民生活課長（村川一博君） ご説明いたします。

冒頭言いました個人番号の確認については、議員のおっしゃるとおりの方法で行います。

また、後段のほうの国民健康保険税などということですが、国民健康保険税に関することと私は捉えているところでございます。

○議長（根岸勇雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） だとしたら、これだけしゃばでマイナンバーや個人情報の問題が問題になっているという。課長がなどということはそうと理解しているではなくて、文面から見たらなどは削らなければなりません。違いますか。

○議長（根岸勇雄君） 村川市民生活課長。

○市民生活課長（村川一博君） 確認しまして、削る必要があれば削ります。

○議長（根岸勇雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第2号についての質疑を終結いたします。

議案第3号 専決処分の承認を求めることについて（佐渡市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について）の質疑を許します。

中川直美君。

○8番（中川直美君） これも同じくマイナンバーの関係での介護保険にかかわる問題です。さっき市民生活課長のときに聞いてもよかったのだけれども、1月1日からやっているわけで、既に混乱が私あるのではないかと思う。実はここに持ってきたのは、さっきお知らせ版にもあったけれども、要介護認定、要支援認定、介護度の更新のときに書いてくれと来ていて、どうしたらいいか困っているのです。65歳以上の世帯というのは、ご承知のとおり約2万5,000世帯のうち9,700だかもあるわけで、そういった方々にとって非常に混乱していると。1月1日からやって、そういった混乱した状況があるのではないかというのが1つ。

もう一つは、住民基本台帳だけではなくて、厚生労働省が明確に言っているのです。国民健康保険と介護保険料については市町村においてマイナンバーを利用して対象者を管理しますと言っているのだから、少なくともあなた方のところでは、さっき市民生活課長がいみじくも答えたけれども、義務としては出しってもらうことになっていますが、もしわからない方はそのまま持ってきてくださいという一文をやっぱりつけることが地域の事情に合った対応だというふうに思うのだが、どうですか。

○議長（根岸勇雄君） 後藤高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（後藤友二君） ご説明いたします。

混乱につきましては、今のところ大きなトラブルはございません。それと、高齢者の配慮という通知が12月に厚生労働省から出ておりまして、あくまでも個人番号の記載がわからないという場合であれば、先ほど市民生活課長答えたとおりの対応をしておるところでございます。高齢者になるべく迷惑がかから

ないようにという対応は我々しております。

○議長（根岸勇雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 確認ですが、児童福祉でもそうなのだけれども、学校でもそうなのだけれども、これは義務ということにはなっているのだけれども、罰則規定もなければ何もない。省庁の見解では書かないことによって不利益は得ないと明確に言っているわけだから、今言った一文などをやっぱりきっちりつけておくということが私は必要だと思うのですが、今後やってくれますか。

○議長（根岸勇雄君） 後藤高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（後藤友二君） ご説明いたします。

周知徹底をしてみたいと思います。

○議長（根岸勇雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第3号についての質疑を終結いたします。

議案第4号 平成27年度佐渡市一般会計補正予算（第8号）についての質疑に入ります。本案の質疑は歳入歳出一括で行います。

本案についての質疑を許します。

金光英晴君。

○17番（金光英晴君） 1月25日の議員懇談会での議会の空気は、国土交通省への補助金返還は全部返還して一から再スタートすべきだというような空気だったと私は認識しております。あのとき七、八人の議員が発言をされておりますけれども、補助事業として継続するという市長提案を支持する意見はなかったかに記憶しております。何でも賛成団とやゆされる市長与党が多数を占めているこの議会で市長提案を支持する意見はなかったということであります。補助事業として継続できる根拠をお聞きしても答えられない。失敗したときの責任を聞けば、責任はとらないという。議会を欺いてまで補助事業として継続したいという市長の意図は、単なる責任回避としか理解できません。補助事業として継続したいという市長の本意は何なのかお教えてください。

○議長（根岸勇雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） お答えをさせていただきます。

前回の議員懇談会及び議員全員協議会におきましてこの経過等について説明をさせていただいたわけであります。その際私のほうから申し上げたのは、いわゆる事業主体の変更という重要変更であるわけでありますから、このことについては国のほうと協議をいたしました。そのときに新たな事業主体としてこれを継続をするといういわゆる補助事業上の了解、これを国との間でいただいたということがまず1点であります。

もう一点は、これはそれを引き継ぐ事業主体がこれからもやるということであったということをお聞きしておりました。そして、もう一つは加工というものがあるわけでありますが、加工するに当たっては魚介類を仕入れるということ、そして加工するということ、そしてこれを販売するということ、この3つのものが一連のものでなければならない、これもご指摘をいただきました。したがって、私は議員懇談

会が終わった後にそのことについていわゆる仕入れ先のメーンであるところの漁協等の方々とも話をいたしました。そして、それをもとにして私自身が事業を引き継ぐその人の、事業主体の意見、意向も確認をいたしました。したがって、その段階で継続をとすることを考えたわけであります。ただし、あの議員懇談会の中におきまして、いわゆる水増し請求の部分は、それは水増し請求であるけれども、これから本当にそれが継続していける保証があるのかなのかという点が懸念をされるわけでありますから、それについてはいわゆる仕入れ先のメーンのところの方々、いろんな業者といいますか、団体があるわけであります。そこの役員会等を開いた上でさらに協議会を開いて、その上で判断をさせていただきたいということを私は申し上げたわけであります。

○議長（根岸勇雄君） 金光英晴君。

○17番（金光英晴君） きのう私のところにこういう書類、封書が届きました。差出人が佐渡市未来推進室となっておったのですけれども、ちょっとそういうのがなかったので、私も疑問に思ったのですけれども、議員全員に届いているかどうか私は確認しておりませんが、ほとんどの議員のところに届いておるのではないかなというふうに思っております。この文書の内容をみますと、関係者でしか知り得ない点が多々ありました。私は、これは単なる怪文書ではなくて、内部告発と判断しました。ここに書かれていることが事実だとするならば、補助金適正化法に違反する、佐渡市の犯罪になります。この後議案の審査があるわけですが、一委員会では背負い切れない大変大きなことであります。この質疑でどこまで乾かせるのかわかりませんが、この文書について質疑をしてみたいと思います。これは議員の皆さんには届いているかと思うのですが、執行部、市長はこの文書届いておりますか。ないようでしたら休憩とお目通しをいただきたいのですが、見ていますか。

それでは、お手元にあるということですので、続けさせていただきます。テレビを見ている方あるいは後ろで傍聴されている方はこの文書ないはずなので、質問の内容が理解できないと思いますので、各項目ごとに私1回読んで、その後にその項目ごとに質問していきたいと思いますので、よろしく願いいたします。タイトルとしては、告発、ビッグフィッシャー事件ナンバーワン。下に朝日新聞の1月14、15、16の新聞記事のコピーがありまして、その下から今回の事件は詐欺グループの内紛により身の危険を感じた岩崎（1月13日逮捕）が警察に逃げ込んだことで発覚したものである。1番目の項目なのですが、なぜ長野のうさん臭い会社が佐渡市の補助事業に参入してこれなのか。本文いきます。そもそも事件の舞台となった離島流通効率化事業には協議会の設置や施設の共同利用などの条件があり、市内事業者を紹介するも要望が上がらず、該当事業（タマ）はないが佐渡市役所各課の共通した認識であった。しかし、平成24年8月、国土交通省の出張から帰った甲斐市長のまだ3億ある、何とかせよのいつもの恫喝で市職員が市内を駆けずり回り、土下座して集めたタマは、フォークリフトの更新やトラックの購入などで市長のお気に召す額には到底及ばなかった。それで、市長は当時の農水課長を呼びつけ、ビッグフィッシャーに岩崎という若いのがいるから、相談しろと命令を出した。佐渡市とビッグフィッシャー（以降BF社）の黒い関係はこのときから始まった。記者会見で市長は業者の選定が甘かったと職員の責任のような発言に終始しているが、BF社とつないだのは甲斐市長、あなたです。この項目で1点目質問、私が今読んだことは事実か否か。2点目、離島流通効率化事業について公募がなかったと私は認識しておりますが、どのようにして事業者から事業申請が出たのか。

次の項目に行きます。なぜ関係書類の日付は改ざんされたのか。岩崎は、逮捕前関係書類は全て佐渡市が作成し、社印だけを押させたと言っていた。平成25年1月30日付補助金交付申請書（事業申請）、BF社から佐渡市へ、この書類が平成25年3月13日佐渡市作成。平成25年2月1日付の補助金交付決定（事業許可）、佐渡市からBF社へ、平成25年3月13日佐渡市作成。BF社は、2月に銀行に融資の申し込みを行ったが、市の交付決定がなければだめと言われていた。平成25年5月29日付補助事業実績報告書、BF社から佐渡市、平成25年7月3日付佐渡市作成。平成25年6月3日付補助金交付額確定通知、佐渡市からBF社へ、平成25年7月3日佐渡市作成。佐渡市は、平成25年5月29日に事業検査を実施したが、設備工事元請の〇〇熱学の工事関係書類が一切なかったため、6月27日に再度検査を行っている。このとき〇〇熱学が元請をおり、××産業（菊田社長、3月13日逮捕）が請け負ったことになっていた。また、ここで初めて導入設備等の三者見積書が提出された。新聞報道のように増額された見積書で事業が水増しされたのではなく、初めから決まっていた事業費に見積もりを合わせただけである。佐渡市作成の日付については、警察に押収された市職員のパソコンに履歴が残っていた。この項目については、3点目に行きます。

○議長（根岸勇雄君） 金光議員、質疑中ですが、暫時休憩します。

午前10時39分 休憩

午前10時42分 再開

○議長（根岸勇雄君） 再開します。

休憩して議会運営委員会を開催いたします。

午前10時42分 休憩

午前11時11分 再開

○議長（根岸勇雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

金光議員の質疑を続行いたしますが、先ほど来文書の朗読をいただいておりますが、そのことについては1、何々、2、何々、3、何々という簡潔な発言をされるようお願いをいたします。

質疑を許します。

金光英晴君。

○17番（金光英晴君） 書類がない市民にわかりやすく、そういう思いで文書を朗読させていただいたのですが、長くなるので、はしょってやれということでもありますので、先ほどは3点目の関係書類は佐渡市職員が作成したのかというところまで行ったかと思うのですが、4点目、パソコン履歴の指摘は事実か否か。5点目、設備工事元請会社の変更の指摘は事実か否か。6点目、加工開始が平成25年5月15日との指摘は事実か。7点目、平成25年5月14日の保健所、消防署の検査での一部不備の指摘は事実か否か。8点目、保健所、消防署の検査で指摘されているが、加工を始めたのは事実か否か。9点目、指摘されている平成25年6月25日の社長交代は事実か。10点目、支払い伝票の指摘は事実か。11点目、今回の補正予算には訴訟の費用も計上されております。全額回収は難しいと思われませんが、回収できない損害の原資は市民の皆さんが納めた税金であります。これも回収できなかった場合に誰が賠償するのかお聞かせ願いたいと思います。

以上11点についてお答えいただきたいと思います。

○議長（根岸勇雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） お答えをさせていただきます。

私自身この書類といいますか、これは昨日、ゆうべ見せていただきました。実はこれを見た段階で第4庁舎などということが書いてございます。私には第4庁舎ということもわかりません。差出人も実はそういうものは存じておりません。そういうことが存在するかどうかもわかりません。私自身それを読んだ段階でいわゆる怪文書であるというふうに私は受けとめました。したがって、差出人が明快にわかり、そのことが具体的になった、それであれば全てのことにお答えできますけれども、私はそういう怪文書というふうに受け取っておるわけでありますので、そのことについてはご答弁申し上げる、お答えをするということは遠慮させていただきます。

○議長（根岸勇雄君） 金光英晴君。

○17番（金光英晴君） 11点目は、これはあの怪文書がなくても答えなければならない質問であります。今ほどほとんど否定されましたけれども、先ほども申し上げましたけれども、この文書の内容を見ると関係者しか知り得ない点が多々あります。これは単なる怪文書でなく、内部告発と判断せざるを得ません。場合によっては議員の皆さんのご協力を仰いで百条委員会を設置して、市長並びに関係職員の喚問をすることになるかもしれません。13日の記者会見で記者からおわびしないのかという指摘があったそうであります。市長は、精査が甘かったのは謝らなくてはならないが、初めから疑うことはできないというような言いわけをしておられました。また、25日の議員懇談会では、いつも市長をかばっている同僚議員がテレビでやっているようにトップ4人がそろって頭を下げれば議員も理解してくれるのではないかと数回優しく諭すように言ったにもかかわらず、対応なさいませんでした。本当に悪いと思っていないのか、当事者意識が薄いのか、私には到底理解できません。ほとんどあきれられるばかりであります。最後に、先ほどの11点目の答弁をお願いいたします。

○議長（根岸勇雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 私は、決して責任逃れのことを言っているつもりもございません。記者会見のときにもこの水産事業につきましても重要であり、そのことを進めてきたつもりであります。ただ、そういう意味で対象者の審査は甘かった、これは事実であります。初めからそういう意図でやったということについては我々はどうすることもできない。しかも、事業主体を疑うということはないわけでありますからということをお断りさせていただきます。

最後の質問でございます。これは今回の怪文書とは全く関係ございませんけれども、今弁護士とも相談をしながらこれから相手に対しまして請求をするというこれからの裁判でありますので、これからその裁判において一生懸命努力をしてやってまいりたいというふうに考えております。

○議長（根岸勇雄君） 荒井真理さん。

○2番（荒井真理君） 今ほどの同僚議員の質問に対して市長はこれは差出人が不明であると、したがって中身については答えられないとおっしゃったのですけれども、私は差出人はともかくとして、中身がこれが本当に私どもがこの議会の中で心配することは全くないのだということを確認しなければ、私も総務文教常任委員会に所属しておりますけれども、このままでは審議できないというところが正直なところです。

つまりこれが全く中身は、つまり差出人がわからないから、怪文書であるではなく、ここに書かれている中身は一切佐渡市はここは事実ではないと、そこを認めますと、だから安心して審議をしてくださいと、そのように言っていたかかないと、私どもはどこを軸にして、つまり今まで聞いていた説明と今回、きのういただいた文書の中身が余りにも違うので、どこに軸足を置いて判断していいかわからないので、中身は全く議員は心配要りませんというところをぜひお聞かせいただきたいと思います。

○議長（根岸勇雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 私は、議員懇談会及び議員全員協議会で議員の方々に全てお話をいたしているところであります。したがって、差出人不明のような、そういうことに対してどちらをとっていただくかということは議員のご判断であります。私は議員懇談会及び議員全員協議会で私が説明している内容、これが正しいわけでございますので、信じていただきたいと思います。

○議長（根岸勇雄君） 荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） もちろん基本的にはこの議会では誰も虚偽の発言もしなければ虚偽の答弁もしないということが基本ですから、そのように言われれば私たちは信じる立場にあると思っております。しかし、中身が余りにも深刻であり、先ほどから指摘されているように全く思いがけない、内部の事情を知らなければ書けないようなこと、しかもこの告発の中身が仮にうそであれば、そちらのほうが重大な事件、つまり市長に対する名誉毀損だと私は思っております。ですから、そのような重大な名誉毀損に当たるようなことが全くの作文なのであるということを確認しなければ、やはり私ども議員はこれを前に進めることはできないと思っております。したがって、信じてくださいと言ってくださいるのであれば、私どもはそれは書類なり中身できちんと説明を受けることで最終的に私どもはそれを信じますというようにお答えしたいと思いますけれども、中身をもう少しきちんとこうこうこういうことですから、信じてくださいと示していただけますでしょうか。

○議長（根岸勇雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 私自身も今回のこの事案については重大な事案であるというふうに認識をいたしております。したがって、議員懇談会、議員全員協議会を通じながら議員の方々にご説明を申し上げているところであります。そのことは信用していただきたいわけでありまして、こういう文書というのはいろんな人が出てきたらそれに対して全て対応していかなければならないのかということになるわけでございます。正式なルート等を通じながらいただければまた話は別ですけれども、私の真実は議員懇談会及び議員全員協議会、その中で説明をいたしているとおりであります。

○議長（根岸勇雄君） 荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） 私のリクエストには今お答えいただけないというご答弁でしたけれども、ただ条件がついたと思うのです。差出人がはっきりすれば中身についてお答えしますというふうに私今聞きました。そうしますと、差出人という方々が、あるいは差出人という個人お一人かもわかりませんが、これを聞いていて、そういうことでこれから議案の進行が変わるのであれば私どもでしたと言っていたら、そうすればこの議会のまた進行のぐあいが変わるということで、我々では差出人の名前を公表しますということであると、この進行をまた変える、そのようなお覚悟で今ご答弁いただいたというふうに理解してよろしいですか。もしそうなのであれば、これはちょっとどうしていいかわかりませんが、

差出人の方にはぜひ我々ですと言っていたきたいと思いますのですが、これは一つの市長がお出しになった条件であればそのようなことです。しかし、この中身に関してとても名前を名乗れないというところがまた一つの真実であると思っております。それをみんなの前で名前を公表しろ、誰なのだ、今言えと、そういうことは私はまた逆に個人的には言えないと思っております。ですから、この中身については怪文書であるということをぜひ、差出人いかに問わず、そこを証明していただきたいと、解明していただきたいということをお願いしたいです。いかがでしょうか。

○議長（根岸勇雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 私は、何度も申し上げますが、私の真実というものは議員の方々にはそういう場を持って説明をいたしております。怪文書というのは、差出人がわからないから、怪文書になるし、何を根拠にしてそれがあつかうことがないわけ。ですから、怪文書ということになるわけでありまして、私の真実は皆様方にお伝えをしているところであります。

○議長（根岸勇雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 予算書に戻ってお尋ねをしたいというふうに思っています。

まず1つは、今回の2,541万3,000円、この予算の重み、例えば第2子の保育料の無料化で1,800万でしょう。介護手当で1,400万なのです。つまりこの予算があればどれだけ市民の暮らしや何ができたかという、まず予算の重みをかみしめなければいけないと思うのです。そこで、お尋ねをするのです。今回のことは、これまでの議員懇談会の中でも、今ほどやりとりもあったように、かなり乾いてきている部分あります。1つは、新聞報道にもあったように、不正水増し疑惑に伴って、国が国庫補助金を返還しろということに伴って2,541万3,000円を計上したのが今回の予算書だろうというふうに思うのです。そこで聞くのだが、補助金交付要綱の第10条では期限を決めて請求することになっている。これ一体いつの期限ということであるのかまずお伺いをしたい。

その次に、これまでの質疑にもありましたが、1つは補助金交付要綱にもあるのだが、この事業を継続するのか一旦やめるのか、違う言葉で言えば補助金の一部返還にするのか全部返還にするのか、これは議会の中でももめたところ。そういう意味でいうと今後のあり方も当然かかわってくる中身であります。その場合、これも事業実施要綱の中に明確に出ていますよね。事業の内容や目的、その達成がどうなのかということ。それが余りよくなければ事業の積極的な推進者である市として助言、監督もちゃんとしていくことがうたわれているわけですね。だから、その辺との絡み、例えば単年度の補助金ではあるが、事業年度でいえば平成28年までの3年間の事業、継続だということなのだけれども、すると来年が平成28年でしょう。あと1年しかない。その中で当初の計画、これを計画変更するのだけれども、するにしてもこの間説明があるように新しくやる場合の協議会がまだ設置がされていない。2月以降にならないと計画変更できないということなのだけれども、それとのかかわりは具体的にどうなのか。これは委員会でやってもらえばいいのだけれども、どうなのかちょっとお尋ねをしておきたいのが2点目です。

3点目は、ほかの議員も言いましたが、この事業推進における市の関与と市の責任の問題です。そして、この事業のあり方はどうだったのか。先ほども言いましたが、事業実施要綱第6条、第7条、第12条、第13条では、この事業で必須である協議会については、民間事業者がやろうが市がやろうが市が責任を持つかかわっていき、そしてこの協議会というものはこの事業そのものが営利を目的としたものではないと

明確にうたわれているわけで、その市の責任という部分で本当にしっかり果たしてきていたのか。先ほどの警察に言って云々ということがあったから、市はなかなか動けないでいたというのも私どもは承知をしている。市民から見ると何かえらく遅くなって出てきたみたいな感じもあるのだけれども、早い時期からあったが、警察との関係があってなかなか公表できなかったという面があるのだが、協議会との関係の面でこれはそのところでしっかりやっていたらこんなこと起きないし、営利を目的としない事業なのだから、佐渡の特産物である魚の流通の効率化なのだから、逆に言えば例えば佐渡漁協とか、そこが主体になってやっていく、あるいは三セクでやっていけばいいわけで、その辺に問題があったのではないかとという3点目です。

4点目、12月に職員倫理条例をつくりました。何を言いたいかという、この事業そのものは市が責任持って進めてきたのです。事業主体は事業者だけれども、市がどっぷり関与して進めてきた事業なのです。ついでに、倫理条例の第3条にあるようなことが起こり得ると見るのが普通なわけです。便宜供与も含めていろんなこと。これは議員懇談会でやったけれども、それはこれ以前にあったことだから云々という話があったけれども、この倫理条例については市長も言っているようにここに書くまでもなく、倫理条例があろうがなかろうが当然のことなのです。そういった問題については、我々に一切報告がない。警察の捜査が入ったという関係でいえば、主体であった佐渡市にも当然捜査が入っているのだと思うのだが、そのことを我々余り聞いていない。言っていないのだと思うのだけれども、その辺はどうなのか、この4点についてお尋ねをしたい。

○議長（根岸勇雄君） 坂田農林水産課長。

○農林水産課長（坂田和三君） ご説明をいたします。

1点目の返還金の納付の期限ということでございますが、この後国のほうに今回の報告をいたします。その報告を受けまして、国のほうからは再確定通知、それから返還通知というのが参ります。返還につきましては、再確定の日から20日以内というふうになってございます。

2つ目の今後というところでございますが、先ほど少しお話もございましたが、現状ではこれまでの補助金の不正受給等々の関係もございまして、協議会の運営を含めましてなかなか難しい、運営がうまくいっていないというような状況もございます。現在ございます協議会の体制の見直しも進めておるところでございまして、その体制づくりを踏まえて事業継続が可能なのか、困難であればもちろん事業として続かないという判断をせざるを得ないというところもございまして、それにつきましては交付決定の取り消し、それから国への補助金の全部返還というところも考えていかなければならないというふうに考えているところでございます。

3つ目の市の事業への関与というところでございますが、これにつきましては先ほどおっしゃられました要綱の中で、この事業に関しましては民間事業者が事業主体である場合については協議会を設置をしまして、そこに市町村も加わりなさい、市町村はそこでしっかり事業の目標の実現に向けて指導、助言をしていきなさいということをおうたわれております。先ほど申し上げました協議会が見直しをして進むに当たりましては、これからも協議会の一員としての役割をしっかりと市は担っていかなければならないというふうに認識しているところでございます。

○議長（根岸勇雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） この間議員懇談会の中で、2回あった。その中で議員の中の補助金返還をめぐる今後事業を継続するのかやめるのかということは一つの大きなポイントになった。私の記憶でいうと、2月中旬ごろには協議会も立ち上げて、計画の再見直しもするので、今課長が言ったようにやるかどうかを判断する。だったらそれを待って全部返還なのか一部返還なのか我々は判断しなければならないわけで、議決行為ですから。ということなのだけれども、今の課長の答弁だと再確定から20日以内に返還だから、まだいつに返せということは言われていないという理解ができるのだけれども、そういうことですか。それが1点。

それと、もう一つついでに聞いておきましょう。補助金交付要綱、補助金額の決定、つまり水増しの額の決定、第8条、これは大臣はということになっているのだけれども、補助金の額の確定と第8条、報告書等書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告にかかわる補助事業の補助金の交付決定についてちゃんとどうなのかということをやられているので、つまりここがしっかりしていれば水増しなんていうことはあり得なかったのだけれども、ここがまず問題だったのだらうと思うのだけれども、あなた方はそういう認識はあるのかどうかお尋ねをしておきたい。

次に、倫理条例の関係はどうですか。それと、捜査の関係。つまり事業が民間事業者が主体で補助金であろうが何であろうが、流通効率化事業というのは市が前端的に立ってやる、しかも長野の業者だから、佐渡のことはよくわからぬ、佐渡にかかわりのある人もいるけれども、市が全面的にバックアップしなければこの事業は進まなかったはず。違いますか。

○議長（根岸勇雄君） 池町総合政策監。

○総合政策監（池町 円君） ご説明いたします。

まず、今後の手続についてももう少しわかりやすくご説明いたしますと、1月13日の関係者の逮捕を受けて、今回の補助金水増し事件というのが対外的に知れております。当然国土交通省もそういった事件があるということを知っておりまして、その対応というのを速やかにやってくださいということは文書ではなく口頭で来ております。それを受けまして今回予算提案をさせていただいているわけですが、仮に認められた場合にはまず佐渡市から実績報告書を水増し分というのを正したものを国土交通省に提出いたします。そうすると、国土交通省はその内容を見てそれが正しいということであれば、それを認めて額の再確定を行って、では水増し分というのを返還をしてくださいという返還命令が国土交通省から参ります。ですけれども、国土交通省も命令を出すためにはまず佐渡市から国土交通省に対する再確定の手続が必要でございます。その再確定手続を進めるために今回予算案を提案をさせていただいているという状況でございます。ですので、文書ではありませんけれども、あの事件を受けて水増し分というものは速やかに手続をして返還をしてくださいという話は国土交通省から来ております。

それから、2点目の責任、それから3点目の捜査の関係ですが、まず今回4名が逮捕されておりますけれども、その中には当然ですが、佐渡市の職員というものは含まれておりません。当然佐渡市に刑事上の責任があるということであれば逮捕者出てきているはずですが、そうっておりませんし、今のところ佐渡市の関係者がそういった刑事上の責任があるという話は検察及び警察からは聞いておりません。私どもはあくまで補助金適正化法違反の被害者だということで刑事告発をしている状況でございますので、刑事上の責任を佐渡市が負っているという理解はございません。ですので、我々がそういう

扱いを受けて何か捜査で疑われているというような事実はないというふうに理解しております。

○議長（根岸勇雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） そうしますと、先ほど言った補助金交付要綱の第10条の期限を付して当該補助金の全部または一部を返還を命ずるものというところについては、さっき言ったそれなりの確定をしなければならぬし、とりあえず国土交通省から新聞沙汰にもなっているの、ちゃんとしろと言われているという理解でよろしいのですね。それが1点。

それと、もう一つ、刑事上の責任があるかないかというのではなくて、業者が水増し不正受給をする上において、書類あたりの関係は現場でいえばこれはどうしたらいいですかねというのも私あると思うのです。この書き方。市としてはできるだけこの事業を成功させたいという意図もあるわけだから、刑事上の問題ではなくて、職員の倫理行動的なところで、あるいは捜査の過程の中で市のパソコンを見るとか、そんなことも私あったのではないかと思うのだが、その辺はなかったのか再度確認をしておきます。

それと、もう一つ、先ほど冒頭でも聞いたのですが、事業評価のあり方です。これは事業実施要綱の第12条、第13条にありますよね。この事業そのものは3年間で平成28年なのだけれども、継続する場合はどうなるのか。先ほど総合政策監が言ったけれども、まず事業の効果を水増しの分も含めて、この要綱を見る限りにおいては事業が本当にしっかりやられているのかどうかをしっかりとチェックしろよというのが全体に貫かれています、これ。だから、国土交通省だって簡単にこうです。というのではなくて、ちゃんと事業がどうだったのかというのを確認するのだと思うのです。場合によれば国土交通省こんなものだめだということも私はあるのではないかと見ているのです。もちろんあなた方は国土交通省とのやりとりの上で継続をする方向かなということ今進んでいるわけなのだけれども、事業年度というのはどう見たらいいか。当初の事業でいえば平成28年度で終わりでしょう。あとは委員会に任せますが、この2点お願いします。

○議長（根岸勇雄君） 池町総合政策監。

○総合政策監（池町 円君） ご説明いたします。

まず、1点目はそのとおりでございます。先ほど申し上げましたとおり手続を進めていきたいと考えています。

それから、2点目につきましては農林水産課長がお答えさせていただきます。

それから、3点目ですけれども、事業の継続部分につきましては平成28年度までの事業ということですから、平成28年度時点での目標の達成状況をきちっとやらなければならないということです。仮にこれ流通効率化コスト削減6%というのが達成できないという場合につきましては、国土交通省から当然改善命令であるとか、それをどうやるかというものの提出が求められることになるかと思えます。

○議長（根岸勇雄君） 坂田農林水産課長。

○農林水産課長（坂田和三君） 2つ目のご質問でございますが、佐渡市の補助金等の交付規則の第5条でございますが、交付申請があったときは申請に係る書類等の審査及び必要に応じて現場確認を行い、申請の内容を審査するということになってございます。このたびの補助金の交付申請に際しても、申請書類の審査というところはもちろんでございますが、株式会社ビッグフィッシャーの定款、それから商工リサーチによる企業情報の収集など、事業実施団体としての妥当性というところも審査をしてございますし、資

金計画も提出をさせまして、資金力、責任能力というところも審査をしているという状況でございます。

○議長（根岸勇雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第4号についての質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第1号から議案第4号までについては、お手元に配付してあります委員会付託表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託をいたします。

〔「議長、議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 金光英晴君。

○17番（金光英晴君） 各常任委員会開会前に議員全員協議会の開催をお願いしとうございます。というのは、先ほどの私の質疑でも市長からの答えもありませんでした。どこまで委員会として審査を深めていけばいいのか、議員全員協議会で方向だけでも議論していただきたい。それでないと委員会が收拾つかなくなりますので、ぜひご配慮いただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（根岸勇雄君） わかりました。ここで昼食休憩といたしますが、今ほどの件について議会運営委員会を開いて協議をさせていただきますので、後ほど委員会審査の時間につきましては事務局より連絡をいたしますので、その旨よろしく願いをいたします。

午前11時45分 休憩

午後 5時30分 再開

○議長（根岸勇雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第4 （総務文教常任委員会付託案件）

議案第4号

（市民厚生常任委員会付託案件）

議案第1号から議案第3号まで

○議長（根岸勇雄君） 日程第4、これより総務文教常任委員会に付託した案件についてを議題といたします。

本案について委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長、佐藤孝君。

〔総務文教常任委員長 佐藤 孝君登壇〕

○総務文教常任委員長（佐藤 孝君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第109条の規定に基づき報告します。

議案第4号 平成27年度佐渡市一般会計補正予算（第8号）について。本案は、平成27年度佐渡市一般会計予算について、平成24年度離島流通効率化事業補助金不正受給に関する経費を計上するため、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ2,693万8,000円を追加し、予算総額を464億5,156万2,000円とするものであり

ます。審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものとして決定しました。

なお、産業建設常任委員会において付した意見は次のとおりであります。意見。6 款農林水産業費、3 項水産業費、2 目水産業振興費、国庫補助金返還金について。当該経費は、平成24年度離島流通効率化事業（水産物加工施設整備事業）において、補助対象経費の水増しによる補助金不正受給事件が発覚したことに伴い、当該不正受給に係る補助金を国に返還するものである。本件は、事業主体が当初から悪意を持って補助金を搾取しようとした特殊な事例ではあるものの、市の審査において不正な水増しを見抜けなかったのは事実であり、補助金行政に対する市民の信頼を大きく失墜させる事態となったことは極めて遺憾である。よって、市は補助金事務における審査について抜本的に見直すこと。さらに、甲斐市長は1月25日の議員懇談会において、当該補助事業の実施体制の再構築を図ること及びその再構築ができなかった場合は当該補助事業を取りやめ、当該事業に係る補助金について国に全部返還する意向を表明した。その結果について速やかに議会に報告すること。

以上です。

○議長（根岸勇雄君） これより議案第4号 平成27年度佐渡市一般会計補正予算（第8号）に関する委員長質疑に入ります。

荒井眞理さんの委員長質疑を許します。

荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） 産業建設常任副委員長にご質問いたします。

今回補助金の不正に関する一部の返還を認めるということにはなるのですが、それを認めるということは、すなわちこの事業をさらに続けてもよいという意思表示にもなる、そのように私は思っておりますが、では果たしてこの事業を続けても大丈夫ではないかという根拠になる事業者の経営状況を市が調査しているのかどうかという点について、委員会の中ではどのように審査をなさったでしょうか。

○議長（根岸勇雄君） 答弁を許します。

産業建設常任委員副委員長、渡辺慎一君。

○産業建設常任副委員長（渡辺慎一君） それでは、荒井議員の質問にお答えいたします。

事業主体の経営状況に関する市の審査についてのご質問ですが、当委員会ではそこまで踏み込んだ議論はございませんでした。

以上です。

○議長（根岸勇雄君） 以上で議案第4号に関する委員長質疑を終結いたします。

これより議案第4号 平成27年度佐渡市一般会計補正予算（第8号）についての討論に入ります。

荒井眞理さんの反対討論を許します。

荒井眞理さん。

〔2番 荒井眞理君登壇〕

○2番（荒井眞理君） 議案第4号について反対討論をいたします。

本議案で諮られた内容は、平成24年度離島流通効率化事業の補助金不正受給に関する国への返還金を不正のあった一部にとどめるというものであります。私は、これまで佐渡市の補助金不正受給問題を数々議会で追及してまいりました。それは、本来市民のため、また佐渡市の発展のために使われるべき私たちの

税金がその目的を達成できるようになるためです。税金が市民のため、市の発展のために用いられることは誰もが望むことです。そして、この公のお金を預かる佐渡市がその責任意識を持ってチェックし、守っていくことは当然の義務であり、私たち市民の期待するところでもあります。しかし、残念なことにこの1月13日に4人もの逮捕者を出したこの事業に対する市の対応はいまだ甘いといきやうがありません。さきに産業建設常任副委員長に質問させていただきましたが、事業主体の経営状況については全く不明のままです。市の審査は、この事業を始めるときの事業者選定から申請内容のチェック、事業実績報告による補助金額の確定時まで何度も不正を見抜くチャンスはありました。現場では担当職員が厳しく追及したこともあるかもしれませんが、見逃してしまえば結果は同じことです。なぜ不正を見逃したのか、市民に納得の得られる説明はいまだに得られていません。ここで今また経営状況不明の事業者に事業を続けてもらうことに等しい一部返還を認めることは、私たち議会も甘いということになると私は考えます。

また、この補助事業の要綱で義務となっている協議会も当時は形だけつくったことが議会の中で明らかになってきました。大変な無責任なことを市は行ったと思います。しかも、今現在はこの協議会は機能不全であり、その中で事業の継続を夢見ること無責任とも言えます。いずれ協議会が立ち上がらなければこの事業は継続できなくなります。少なくとも一緒にこの事業を内実ともに応援するという協議会があつて初めてきょうの議決があるべきと考えます。

以上が大まかな反対の理由ですが、午前中に議論になった内部告発ともとれる文書の中身の審議も終わったとは言えません。今後とも佐渡市が不正を徹底的に解明し、市民が安心して任せられる行政となることを期待し、私たち議員は今こそしっかりした態度を示すときと考え、反対討論を終わります。

○議長（根岸勇雄君） 以上で議案第4号に対する討論を終結いたします。

これより平成27年度佐渡市一般会計補正予算（第8号）についての採決に入ります。

本案の採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（根岸勇雄君） 起立多数であります。

よつて、本案は原案のとおり可決されました。

これより市民厚生常任委員会に付託した案件についてを議題といたします。

本案について委員長の報告を求めます。

市民厚生常任委員長、大森幸平君。

〔市民厚生常任委員長 大森幸平君登壇〕

○市民厚生常任委員長（大森幸平君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第109条の規定に基づき報告します。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（佐渡市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について）、議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（佐渡市国民健康保険税

条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について)、議案第3号 専決処分の承認を求めることについて(佐渡市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について)。以上3議案は地方税分野における個人番号手続の一部見直しに伴い、関連する条例の一部改正を平成27年12月28日付で専決処分したことについて、地方自治法の規定により議会の承認を求めるものであります。内容は、減免申請等への個人番号の記入を不要とするものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定いたしました。

以上であります。

○議長(根岸勇雄君) これより議案第1号 専決処分の承認を求めることについて(佐渡市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について)の採決に入ります。

本案の採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(根岸勇雄君) 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号 専決処分の承認を求めることについて(佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について)の採決に入ります。

本案の採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(根岸勇雄君) 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号 専決処分の承認を求めることについて(佐渡市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について)の採決に入ります。

本案の採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(根岸勇雄君) 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長(根岸勇雄君) 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

平成28年第1回佐渡市議会臨時会を閉会いたします。

午後 5時43分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 根 岸 勇 雄

署 名 議 員 佐 藤 孝

署 名 議 員 猪 股 文 彦